令和８年第６回定例会

酒田市教育委員会会議録

（令和８年８月１８日開議）

酒田市教育委員会教育総務課

第６回　酒田市教育委員会定例会　会議録

１　日　　時　　令和８年８月１８日（火）　　午後１時３０分　開会
　　午後２時２３分　閉会

２　場　　所　　酒田市役所７階　７０３会議室

３　出 席 者

出席　~~欠席~~	教　育　長	赤 坂　宜 紀
出席　~~欠席~~	委　　員	神 田　直 弥
出席　~~欠席~~	委　　員	阿 部　　浩
出席　~~欠席~~	委　　員	鶴 田　淑 子
出席　~~欠席~~	委　　員	工 藤　亜紀子

４　説 明 者

出席　~~欠席~~	教育次長	斎 藤　正 人
出席　~~欠席~~	教育総務課長	庄 司　英 一
出席　~~欠席~~	学区改編・義務教育学校整備主幹	小 林　正 巳
出席　~~欠席~~	学校教育課長	菅 原　智 法
出席　~~欠席~~	指導主幹	佐 藤　好 博
出席　~~欠席~~	社会教育課長	深 松　奈緒子
出席　~~欠席~~	スポーツ振興課長	樋 渡　　隆

５　議事日程

日程第１　会期決定
日程第２　会議録署名委員の指名
日程第３　前回会議録の承認
日程第４　議事
日程第５　その他

◎ 開議

（赤坂教育長）ただいまより、令和８年第６回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

（赤坂教育長）日程第１　会期の決定を議題といたします。会期は本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

（赤坂教育長）次に、日程第２　会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と鶴田委員に決定いたしました。

（赤坂教育長）次に日程第３　前回会議録の承認を議題といたします。前回定例会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

◎議事　議第２６号　令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について
議第２７号　令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）について
議第２８号　酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について
議第２９号　酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について
議第３０号　酒田市社会教育委員の委嘱について
議第３１号　酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について
議第３２号　教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告（令和７年度事業）について
議第３３号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））
議第３４号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））
議第３５号　物品の取得について（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）

（赤坂教育長）次に日程第４　議事に入ります。ここで発議いたします。議第２６号から議第２８号、議第３３号から議第３５号、及び報告事項２は市議会への説明前であり、また議第２９号は議第２８号に関連する議案であり、また議第３０号及び議第３１号は人事案件となりますので、酒田市教育委員会会議規則第１４条に基づき非公開としたいと思います。議第２６号から議第３１号、及び議第３３号から議第３５号、及び報告事項２を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（赤坂教育長）全員の賛成がありましたので、議第２６号から議第３１号、及び議第３３号から議第３５号、及び報告事項２は非公開といたします。また、ただ今非公開としました議案については最後に審議を行います。
それでは、議第３２号　教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告（令和７年度事業）について　を議題といたします。これについて提案願います。

（教育総務課長）議第３２号　教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告（令和７年度事業）について、座ってご説明いたします。
ＰＤＦ９０ページ目をご覧下さい。
提案理由につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものです。
この報告書は、第２期酒田市教育振興基本計画に基づく主要施策と、令和７年度の教育委員会が取り組んだ事務事業の２つのレベルで検証を行い、施策と事務事業との関係性をチェックし、継続的な改善につなげていくことを目的として作成しています。
次ページをご覧下さい。

点検評価の実施に当たっては、法第２６条第２項の規定により、元鶴岡中央高等学校長で、現在は酒田西高等学校教諭の兼子由香（かねこゆか）氏と、東北公益文科大学准教授の白旗希実子（しらはたきみこ）氏に外部評価者をお願いしております。外部評価者からは、各課の事業内容をヒアリングしていただき、１１ページ以降の施策評価表のチェック（外部評価者）の欄に『意見』を記載しております。（ヒアリング実施４月末～５月初め）
また、外部評価者よりご意見をいただき、ＰＬＡＮ、ＤＯ、ＣＨＥＣＫの流れが一連で表示できるように様式を変更しております。
外部評価者からいただきました総括的な意見につきましては、３ページから８ページに掲載しております。
兼子氏からは、「早期にヒアリングを実施していただいたことで、令和７年度の総括を踏まえた上で、令和８年度の目標・事業について見通しを持って確認することができました。各部署において適切な自己評価が行われ、継続案件や改善案件についての討議がしっかりと重ねられていることが伝わってきます。」との意見をいただきました。
白旗氏からは、「各施策に関する事業の詳細や参加者からのフィードバックについて、ヒアリングできたため、事業を行っていることの目的や達成状況が確認できた。」とのご意見をいただきました
各主要施策と事務事業に関する施策評価表は１１ページから４０ページに、まとめてございます。
４１ページ、４２ページは、令和７年度の教育委員会の活動状況の記録でございます。
説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただ今の提案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

（阿部委員）昨年度のものと見比べて照らし合わせると、本当に見やすくなっているなという印象です。注釈の部分も昨年同様今年もしっかりされているようでしたので、漏れなくやられているのかなという印象を受けました。とても見やすいので、次年度以降もブラッシュアップしたものが作れて、教育行政がいい方向に向かえばいいなと感じました。

（赤坂教育長）ありがとうございます。委員の皆様からのご意見をいただいて、改善して外部評価委員の方々からもいいんじゃないかというご意見をいただいておりますので、ブラッシュアップしていければいいなと思います。
他にご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、お諮りいたします。議第３２号　教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告（令和７年度事業）について　を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３２号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

（赤坂教育長）それでは、次に日程第５　その他に入ります。報告事項１について担当から説明願います。

（学区改編・義務教育学校整備主幹）報告事項１　川南みらい学園の校歌及び校章の制作候補者について　ご説明いたします。
今月５日に開催された第四中学区義務教育学校設置準備委員会の第２回総務部会において、川南みらい学園の校歌及び校章の制作候補者について協議された結果、次の方を制作候補者とすることが承認されました。
１　校歌　の作詞作曲につきましては、東京都立川市（たちかわし）在住の小林　真人（まさと）氏で、作曲家・作詞家・ピアニストとしてご活躍されている方でございます。
略歴に記載しておりますが、本市の小学校とゆかりの深い方でありまして、平成２４年から、学校招聘によりスクールコンサートを毎年行っており、今年度で全小学校をまわったとお聞きしています。
また、主な作品として、作詞・作曲した２曲が小中学校の音楽の教科書に採用されているほか、校歌の制作実績もお持ちの方でございます。
２　校章　につきましては、酒田市在住の佐藤　愛（あい）氏で、本市のご出身、大手企業等の勤務後に、Ｕターンして起業された方でございます。
略歴と主な受賞歴については資料に記載のとおりですが、長くデザイン関係の業務に携わられるとともに、酒田青年会議所初の女性理事長としてもご活躍された方でございます。
なお、市議会９月定例議会の補正予算に関連経費を計上しているところです。今後、市議会の議決、また、設置準備委員会の全体会で承認をいただけましたら、今年度内の完成に向けて業務を進めてまいりたいと考えております。
以上、川南みらい学園の校歌及び校章の制作候補者について　ご報告いたします。

（赤坂教育長）ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

（阿部委員）この方たちが承認された後のタイムスケジュール等が、現段階でもしあれば教えていただきたいです。

（学区改編・義務教育学校整備主幹）今後のタイムスケジュールということで、先ほども

少しご説明させていただきましたが、まずは関連の経費を市議会の９月定例議会の補正予算に計上しているところでございます。補正予算の議決と、義務教育学校設置準備委員会の全体会を１０月の１日に行う予定としておりまして、そこに総務会として報告して、全体会で承認をいただけましたら両名の方と酒田市とで制作委託契約を締結させていただこうと考えております。その後、さまざまなやり取りが行われると思いますが、だいたい２月末を目途に一旦完成ということで、可能であれば校歌などについてはお披露目会など出来ればいいかなと考えているところでございます。以上です。

（赤坂教育長）他にございませんでしょうか。

（赤坂教育長）ないようですので、これより非公開の議案審議に入ります。

―　ここから非公開　―

（赤坂教育長）それでは、議第２６号　令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について　を議題といたします。これについて提案願います。

（教育次長）私から議第２６号　令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。
令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意をしようとするものでございます。
教育委員会資料、令和７年度　酒田市一般会計歳出決算事項別明細書「教育委員会分抜粋」をご覧ください。ＰＤＦ３ページ、下段についておりますページ数で１２０ページをご覧下さい。
１０款教育費の当初予算額５９億８，２６６万４千円に、年度途中の補正予算額３億１，４５７万４千円を増額いたしまして、執行額であるところの支出済額、前年度からの繰越額の計上、次年度への逓次繰越または繰越明許などによる差し引きにより、３億３，８７４万３，３１８円が不用額となっております。
令和８年度への継続費逓次繰越額４億９，１７２万８，２００円と、繰越明許費３億６，２７５万６千円を控除しますと、令和７年度の予算現額すなわち最終的な予算額は５８億８，０７３万８，８００円となります。
これで支出済額５５億４，１９９万５，４８２円を除しますと、執行率は教育費全体で９４．２％となります。
なお、令和６年度からの主な繰越事業費は、小学校空調設備整備事業費　１億１，７４８万８，８００円、中学校空調設備整備事業費　８，０８７万４，２００円、八幡体育館改築事業費　９，４６３万３千円でございます。
普通会計の歳出決算（目的別）では、令和７年度は、平田地区給食施設整備事業、体育施設照明設備改修事業や八幡体育館改築事業の減等あったものの、光ケ丘野球場改修事

業、小学校施設長寿命化事業やテニスコート改修事業の増により、教育費の決算規模は令和６年度普通会計決算額に比べて１２．１％の増加となっています。
なお、主要な施策の成果報告書の教育委員会抜粋分をＰＤＦで１６ページ以降、資料としてお付けしておりますので合わせてご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、お諮りいたします。議第２６号　令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第２６号は提案のとおり決しました。
次に、議第２７号　令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）について　を議題といたします。これについて提案願います。

（教育次長）それでは議第２７号 令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）について、この提案につきましてご説明いたします。７９ページをご覧ください。
令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）につきまして、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意するものでございます。
次に「教育委員会資料１(議第２７号関係) 令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号)」をご覧ください。
この度の補正は、１０款教育費１項教育総務費を２７９万５千円増額、１０款教育費２項小学校費を１６０万４千円増額、１０款教育費３項中学校費を６２万６千円増額、１０款教育費５項保健体育費を１，４００万円増額し、１０款合計で１，９０２万５千円を増額、補正後の教育費予算現計を６０億５，４８６万４千円とするものでございます。この予算補正により、一般会計現計予算全体６３０億９，３２８万９千円に占める教育費の割合は約９．６０％となる予定でございます。
次に「教育委員会資料２(議第２７号関係) 令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）の概要　(教育委員会関連分)」をご覧ください。
歳出補正の教育総務課「第四中学校区義務教育学校整備事業」は令和１０年度に開校予定の第四中学校区統合小学校の校名が「川南みらい学園」に決定したことから、校歌・校章の制作費用を計上するものです。「小学校給食事業」は食物アレルギーや宗教上の理由、不登校などにより給食を継続して停止している児童を対象に、学校給食非喫食者給付金を計上するものです。「中学校給食事業」は食物アレルギーや宗教上の理由、不登校などにより給食を継続して停止している生徒を対象に、学校給食非喫食者給付金を

計上するものです。
学校教育課「教育 DX 推進事業」は物価高騰の影響により教育用仮想基盤構築業務委託の調達コストが増加したことに伴うシステム関連業務委託料の増額及び校務用パソコン・図書プリンタ等の故障機器修繕のための修繕料を計上するものです。
スポーツ振興課「体育施設管理事業」は経年劣化により修繕件数が増えたことにより、９月から３月までの支出見込み額に不足額が生じるため、修繕料を増額するものです。
歳入補正では、国庫支出金は、学校教育課の「教育 DX 推進事業」によりネットワークアセスメント事業費補助金を増額補正、教育総務課の「小学校給食事業」により給食費負担軽減交付金を減額補正するものです。
県支出金は、給食費負担軽減交付金について国庫支出金から組み替え、増額補正するものです。
私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（神田委員）教育総務課の②③の小学校給食事業や中学校給食事業で、様々な事情で食べなかった方にお返しするということなのかなと思ったんですが、返還をしないで給付をする理由というのはなぜなのか教えてください。

（教育総務課長）特別な事情があって学校に来れなくて、学校の給食を食べていないお子さん、家庭で昼食を取られていると思うんですが、その家庭に対して給付金という形で、学校で給食を食べれば１食あたり３８０円かかるんですが、給食代×給食を提供する回数分（２００回程度）を現金で給付するというものでございます。中学校については、１食あたり１１０円負担軽減していますが、負担軽減額１１０円×給食の提供回数分をご家庭に給付するという制度でございます。

（神田委員）頂いた給食費を返還するのではなくて、給付という支出にするのはなぜですか。

（教育総務課長）給食を停止しておりますので、給食費については頂いていない家庭ということになります。その家庭に対して給付金を給付するというような制度でございます。

（神田委員）分かりました。ありがとうございます。

（赤坂教育長）他にご質問等ございませんでしょうか。

（赤坂教育長）他にないようですので、お諮りいたします。議第２７号 令和８年度酒田

市一般会計補正予算（第４号）について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第２７号は提案のとおり決しました。
次に、関連がありますので議第２８号　酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について及び議第２９号　酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について　を議題といたします。これについて、一括して提案願います。

（社会教育課長）議第２８号　酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について及び議第２９号　酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について、一括してご説明を申し上げます。
資料につきましては、議第２８号についてはPDF８２ページをご覧ください。議第２９号に関しましては、当日配布しました資料をご参考にご覧ください。なお、議第２８号につきましては、酒田市長より同意を求められておりますので、それに同意しようとするものでございます。議第２８号、議第２９号の条例及び規則の一部改正につきましては、令和９年度からの八幡・松山分館、平田図書センター及び酒田駅前交流拠点ミライニの２期目の指定管理にあたりまして、指定管理者の施設の利用促進を図るインセンティブに繋げ、更に会計事務の効率化を図るため、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に図書館の研修室の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるため、所要の改正を行うものでございます。それぞれの議案についてご説明いたします。
議第２８号　酒田市立図書館設置管理条例の一部改正については、使用料を利用料と読み替え、指定管理者に研修室の利用料を当該指定管理者の収入として収受させ、その利用料は別表の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める旨を加えるもので、施行期日は令和９年４月１日でございます。改正内容の詳細につきましては、新旧対照表の方でご確認ください。
続きまして、議第２９号　酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正については、使用料を利用料金として読み替え、利用料金の承認の情報と研修室利用料金使用承認申請書の様式を加えるもので、施行期日は令和９年４月１日でございます。改正内容の詳細につきましては、新旧対照表の方でご確認ください。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、順次お諮りいたします。議第２８号　酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第２８号は提案のとおり決しました。
次に、議第２９号　酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第２９号は提案のとおり決しました。
次に、議第３０号　酒田市社会教育委員の委嘱について　を議題といたします。これについて提案願います。

（社会教育課長）議第３０号　酒田市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。PDF８６ページをご覧ください。酒田市社会教育委員の委嘱につきましては、推薦団体である酒田・飽海 PTA 連合会における改選に伴い、解任された１名の委員の残任期間について、社会教育法第１５条酒田市社会教育委員条例第３条の規定に基づきまして、新たに推薦された方に委嘱しようとするものです。なお、交代する新旧委員の氏名につきましては、添付資料の方をご覧ください。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、お諮りいたします。議第３０号　酒田市社会教育委員の委嘱について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３０号は提案のとおり決しました。
次に、議第３１号　酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について　を議題といたします。これについて提案願います。

（社会教育課長）議第３１号　酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について、PDF８８ページをご覧ください。
こちらは推薦団体である酒田・飽海 PTA 連合会における改選に伴い退任された１名の委員の残任期間について、社会教育法第２９条及び第３０条、酒田市公民館運営審議会条例第３条及び第４条の規定に基づき、新たに推薦された方に委嘱しようとするものでございます。なお、交代する新旧委員の氏名につきましては、添付資料をご覧くださ

い。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、お諮りいたします。議第３１号　酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３１号は提案のとおり決しました。
次に、議第３３号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））　を議題といたします。これについて提案願います。

（学区改編・義務教育学校整備主幹）議第３３号　請負契約の締結について　座ってご説明いたします。
酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事）の請負契約の締結について、酒田市長より意見を求められていますので同意するものでございます。
１　工事名　は、酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事）
２　工事場所　は、酒田市坂野辺新田字地続山（じつづきやま）９８７番地の１
３　仮契約の方法　は、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）によるもので、入札調書は１３８ページのとおりです。
４　仮契約年月日　は、令和８年８月３日で、仮契約書は１３７ページのとおりです。
５　仮契約金額　は、税込み２億８，６００万円
６　仮契約の相手方　は、株式会社斉藤工業所　代表取締役　斉藤　淳（あつし）　氏
７　工期　は、契約締結の日から令和１０年３月１７日まで、でございます。
改修工事の内容は、１３９ページに記載のとおり屋根の全面改修、外壁の全面改修、内装の改修、内窓樹脂サッシの新設等でございます。
以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですのでお諮りいたします。議第３３号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３３号は提案のとおり決しました。

次に、議第３４号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））　を議題といたします。これについて提案願います。

（学区改編・義務教育学校整備主幹）議第３４号　請負契約の締結について、座ってご説明いたします。
酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事）の請負契約の締結について、酒田市長より意見を求められていますので同意するものでございます。
１　工事名　は、酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事）
２　工事場所　は、酒田市坂野辺新田字地続山（じつづきやま）９８７番地の１
３　仮契約の方法　は、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）によるもので、入札調書は１４２ページのとおりです。
４　仮契約年月日は、令和８年８月６日で、仮契約書は１４１ページのとおりです。
５　仮契約金額　は、税込み２億１，４５０万円
６　仮契約の相手方　は、電機鉄工・五十嵐工業特定建設工事共同企業体
代表者は、電機鉄工株式会社　代表取締役　瀬尾（せお）　郁（いく）矢（や）　氏、
構成員は、五十嵐工業株式会社　代表取締役　五十嵐（いがらし）　由美（ゆみ）　氏
７　工期は、契約締結の日から令和１０年３月１７日まで、でございます。
改修工事の内容は、１４３ページに記載のとおり照明設備の改修、受変電設備の改修、幹線設備の改修、通信設備の改修等でございます。
以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですのでお諮りいたします。議第３４号　請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３４号は提案のとおり決しました。
次に、議第３５号　物品の取得について（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）　を議題といたします。これについて提案願います。

（学校教育課長）議第３５号　物品の取得について（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）について、着座にて説明させていただきます。
PDF１４４ページをご覧ください。
物品を取得するにあたり、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意す

るものです。
１取得の目的　　ＧＩＧＡスクール用タブレット端末の更新
２取得物品　　ＧＩＧＡスクール用タブレット端末　６，７１０台
３取得の方法　　随意契約による取得
４取得の金額　　４億７，９７６万５，０００円
５取得の相手方　ＮＴＴ東日本株式会社山形支店　支店長　五十嵐　麻衣氏
PDF１４６ページは仮契約書となっております。酒田市議会の議決があった後に、正規の契約を締結するものであります。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（神田委員）今回タブレットを更新されるということですけれども、すべてのタブレットを新しいものに交換するということですか。

（学校教育課長）今回更新するものは、児童・生徒用のタブレットをすべて更新するということになっております。

（神田委員）これまで使っているものと同じものにするということですか。

（学校教育課長）今回は、ＧＩＧＡスクール構想の２期に合わせまして、新たに仕様を変更しまして、更新するものとなっております。

（神田委員）ＯＳなども同じ。

（学校教育課長）ＯＳはこれまでグーグルのクロームを使用しておりました。それと同じクロームブックを使用することになっております。

（神田委員）ありがとうございました。

（赤坂教育長）他にございませんでしょうか。

（阿部委員）更新した古いタブレットは何か使用用途があるんでしょうか。

（学校教育課長）これまで使用していたタブレット端末につきましては、文科省の通知に則りまして、データを消去したうえでリサイクル資源として処分するということを予定しております。なお、保存状態がいい端末につきましては、一部はそのまま予備機として教育委員会で保存する予定でおりますが、ＯＳのサポート期間がございますので、

サポート終了後にはこちらも廃棄する予定となっております。

（赤坂教育長）他にございませんでしょうか。

（赤坂教育長）ないようですのでお諮りいたします。議第３５号　物品の取得について（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）　を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって、議第３５号は提案のとおり決しました。
次に、報告事項に入ります。報告事項２について、担当から説明願います。

（社会教育課長）報告事項２　酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例、及び酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の一部改正について説明いたします。こちらは当日配布しました資料をご覧ください。先にご説明した議第２８号及び議第２９号の理由と同様、令和９年度から酒田駅前交流拠点ミライニの２期目の指定管理者の募集にあたりまして、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるため、条例及び施行規則について所要の改正を行うものでございます。酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の一部改正については、使用料を利用料金と読み替え、指定管理者に駐車場、及び広場、コインロッカーの利用料を当該指定管理者の収入として収受させ、その利用料は別表の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める旨の項を加えるものです。また、酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の一部改正については、使用料を利用料金と読み替え、利用料金の承認の情報と指定管理対象施設利用料金承認申請書の様式を加えるものです。条例及び規則とも令和９年９月１日が施行期日として定めています。改正内容の詳細につきましては、それぞれの新旧対照表でご確認をお願いいたします。なお、この条例及び規則につきましては、市長が定めるものでございますけれども、ミライニの管理・運営を教育委員会が市長から事務委任を受けて行うことから、ご報告するものでございます。
以上、ご報告申し上げます。

（赤坂教育長）ただいまの報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（神田委員）ミライニの研修室については、どのような団体が利用するかによって減免などの措置というのがあったのか私は把握しておりませんが、仮にあったとした場合に減免についてもどうするかというのを指定管理者の方で決めることができるということですか。

（社会教育課長）減免規定に関しましては、それぞれの条例で規定されています。条例の範囲内で基本的には指定管理者が減免をするという形にはなっておりますが、例えば特別にこの団体を減免したいということであれば、同じようにこちらにお伺いしていただいて減免という可能性はありますが、基本的には条例通り減免に関してはやっていただくことになるかと思います。

（神田委員）条例に書いてあるということですね。

（社会教育課長）そうです。減免規定は条例に記載しております。

（赤坂教育長）他にございませんでしょうか。

（赤坂教育長）ないようですので、報告事項は以上となります。本日の案件は以上となりますが、事務局から何かございますか。

（赤坂教育長）委員の皆さまから何かございますか。

（赤坂教育長）ないようですので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。